

●臨時的任用職員●

公開日	令和8年1月20日 火曜日
職 種	臨時的任用職員（実習助手（スクールバス介助等））
人 数	1名
報酬等 （見込）	○給料（月額、教職調整額を含む） 233,205 円～359,415 円 ※給料は上記の範囲内で、経験年数等を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合（3.2%）を乗じて算定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定 ○通勤手当（片道通勤距離2km 以上が支給対象） ・自家用車等による通勤の場合 月額 36,300 円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 駐車場等の利用料金を負担することを常例とする場合、月額 5,000 円を上限に、 利用料金に応じた手当を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費至急 ○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日（6月1日及び12月1日）における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6ヵ月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和8年4月1日～令和8年9月 30 日 期間中の勤務実績に基づき更新された場合は、令和9年3月 31 日までとなります。 ※引き続いて、令和9年度に任用される場合があります。
勤務時間	月曜日から金曜日の週5日間勤務 ※ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。 勤務時間7:15～16:45（休憩9:00～9:55、14:20～15:10） ※休憩時間は1時間45分、時間帯については応相談
勤務場所	香川県立高松支援学校（高松市田村町 1 0 9 8 番地 1）
加入保険	・公立学校共済組合（短期給付） ・厚生年金保険 ・公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用あり ※雇用保険の適用なし
問合せ先	香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ TEL:087-832-3751 担当:遠藤
募集期間	令和8年1月 20 日（火）～令和8年2月 13 日（金）
備 考	教職員互助会加入
・香川県教育委員会により、地方公務員法第 22 条の3に規定する「臨時的任用の実習助手」として任用されます。 ・次の地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。 （ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （イ）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・特別支援学校で、スクールバスの添乗、生徒の授業補助や支援、教職員の補助を行います。	

- ・学校や福祉施設等での勤務経験や、障害児・者に接した経験がある方を歓迎します。
- ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。
- ・必ずハローワークを通じて応募してください。
- ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- ・面接及び書類による選考を行います。面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。